

市職員の諸手当の不正受給に係る処分等について

令和7年10月23日付で懲戒処分を行った服務事故(職員97名が通勤手当総額9,154,207円を不正受給したことによる)を受け、令和2年4月1日から令和8年1月末日までの間に住居手当、扶養手当、通勤手当(以下、「諸手当」という。)の返納分について、確認を行った結果、不正受給を行った職員及びその管理監督責任を負う管理職計18名に対し、任命権者ごとに処分等を行いましたので御報告します。(うち1名は既に退職)

市民の皆様の信頼を大きく損なう事態となりましたことを心より深くお詫び申し上げます。

1 処分等一覧

任命権者ごとの処分等の内訳

(単位：名)

任命権者	役職	事故者				小計	管理監督責任	合計
		懲戒処分	人事措置		既に退職した者		人事措置	
			戒告	訓告			嚴重注意	
市長	課長	0	0	0	0	0	2	2
	主査	0	1	0	0	1	—	1
	主任	3	3	4	0	10	—	10
	主事	0	0	1	1	2	—	2
	計	3	4	5	1	13	2	15
教育委員会	課長	0	0	0	0	0	1	1
	主任	0	2	0	0	2	—	2
	計	0	2	0	0	2	1	3
合計		3	6	5	1	15	3	18

2 懲戒処分等の検討について

令和2年度(2020年度)から令和7年度(令和8年1月末日時点まで)までの間の住居手当、扶養手当、通勤手当の返納分について、改めて事実確認を行い、懲戒処分等の要否及び処分量定等について検討を行いました。なお、令和元年度(2019年度)以前の返納については、返納の根拠となる関係資料の保存年限(5年)の経過により廃棄されており、客観的資料に基づく事実関係の確認が困難であったこと、また、既に全額が返納されていることなどを踏まえ、懲戒処分等としての相当性を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、当該期間については対象としないこととしました。

職員自らが要件を喪失していることに気付き、速やかに手続し、遡って返納している場合は、悪意があり欺いて手当を不正に受給しようとしたものではないことが明確であるため、期間の長短に関わらず、懲戒処分等の対象としないこととしました。

また、扶養手当は、被扶養者の収入の将来の見込みに基づき支給されるものであり、後日、被扶養者の収入超過等により支給要件を喪失した場合に、遡って喪失手続を行い、受給した手当を返納させていること、被扶養者の収入状況は受給者本人の状況のみで直ちに把握できるものではないことから、被扶養者の収入の超過、又は夫婦間の収入の逆転により要件を喪失した事案については、速やかに手続し、遡って返納している場合に限り、期間に関わらず、懲戒処分等の対象としないこととしました。

ただし、要件を喪失していることを認識しながら届出を行わなかった場合や、悪質性が疑われる場合については、返納の有無にかかわらず懲戒処分等の対象として検討しました。

結果、扶養手当で1名、住居手当で8名、通勤手当で6名の合計15名の職員について、処分等の対象とし、その処分量定について検討を行いました。

不正受給の対象として懲戒処分等の検討をした職員数等

年度	扶養手当		住居手当		通勤手当		合計		
	処分等の対象 (名)	対象外(名)	処分等の対象 (名)	対象外(名)	処分等の対象 (名)	対象外(名)	人数 (名)	金額 (円)	
		自主返納等※		自主返納		自主返納			
令和2年度	-	41	1	8	-	23	73	3,550,018	
令和3年度	-	24	-	4	-	15	43	2,134,929	
令和4年度	-	27	3	1	2	13	46	3,446,075	
令和5年度	-	53	3	3	2	28	89	8,260,478	
令和6年度	-	39	1	2	1	39	82	5,622,199	
令和7年度	1	30	-	2	1	17	51	4,984,317	
合計	人数(名)	1	214	8	20	6	135	384	-
	金額(円)	117,913	16,110,127	2,379,265	1,643,360	1,658,454	6,088,897	-	27,998,016

※ 扶養手当に係る自主返納等とは、自主返納及び収入超過又は共同扶養における収入逆転による要件喪失

3 検討の結果

- 不正受給を行った職員数（事故者） 15名
- 不正受給額の総額 4,155,632円

【手当ごとの内訳】

(1) 扶養手当

- ア 不正受給を行った職員数 1名
- イ 不正受給額の総額 117,913円 ※全額返納済
- ウ 不正受給を行った期間 1年2カ月

(2) 住居手当

- ア 不正受給を行った職員数 8名
- イ 不正受給額の総額 2,379,265円 ※全額返納済
- ウ 不正受給の内容（1名あたり）
 - (ア) 不正受給を行った期間 最短4か月 から 最長6年7カ月
 - (イ) 不正受給金額 最小60,000円 から 最高1,185,000円

(3) 通勤手当

- ア 不正受給を行った職員数 6名
- イ 不正受給額の総額 1,658,454円 ※全額返納済
- ウ 不正受給の内容（1名あたり）
 - (ア) 不正受給を行った期間 最短2年2か月 から 最長9年1カ月
 - (イ) 不正受給金額 最小16,000円 から 最高968,890円

4 職員の処分等について

前記2において整理した制度上の特性及び判断基準に基づき、不正受給に係る故意性、制度理解等の程度を個別に相当性を慎重に検討した結果、諸手当を不正に受給した事故者15名のうち職員3名に対し、令和8年2月12日付で、地方公務員法第29条に基づく職員の懲戒処分（戒告）を行いました。

その他、6名の職員に対し文書訓告、5名の職員に対し嚴重注意の人事措置を、任命権者ごとに行いました。

更に、所属職員が不正受給を行った管理職3名に対し、管理監督職の責任を踏まえ嚴重注意の人事措置を行いました。

なお、事故者のうち1名は既に退職をしており、訓告相当です。

懲戒処分の公表については、八王子市職員の懲戒処分の公表基準に基づき、別紙のとおり公表します。

5 再発防止策

(1)「汚職等防止(公務員倫理)研修」の実施

令和7年(2025年)11月17日から同年12月26日までの間に、全職員を対象に計15回「汚職等防止(公務員倫理)研修」を実施しました。今後も継続して研修を実施し、職員一人ひとりが、今回の諸手当の不正受給を自分自身の問題として捉え、市民の期待に応える存在であることを自覚するよう、意識と行動の両面で、倫理の徹底を図ります。

(2)条例等の見直し

今後、職員の人事管理を適切に行うため、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、職員の分限に係る手續及び効果並びに失職の特例に関する条例等について見直しました。

(3)その他

毎年6月から8月にかけて実施する期首面談における所属長による確認に加え、11月の期中面談において、チェックシート等を活用し確認を行っていますが、今後、第三者検討会の意見を踏まえ、職員の意識改革と合わせて再発防止の徹底を図ります。

<問い合わせ> (処分等について)

総務部職員課

電話042-620-7203

(諸手当の支給について)

総務部労務課

電話042-620-7451

服務事故職員の懲戒処分等について

1. 懲戒処分

- | | |
|--------|--------------------|
| (1) 役職 | 主任 |
| 年齢 | 41歳 |
| 性別 | 女性 |
| 不正受給期間 | 平成26年4月から令和5年4月まで |
| 不正受給額 | 968,890円(通勤手当) |
| 処分 | 戒告 |
| (2) 役職 | 主任 |
| 年齢 | 35歳 |
| 性別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 平成29年6月から令和5年12月まで |
| 不正受給額 | 1,185,000円(住居手当) |
| 処分 | 戒告 |
| (3) 役職 | 主任 |
| 年齢 | 65歳 |
| 性別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 令和元年4月から令和5年3月まで |
| 不正受給額 | 198,840円 |
| 処分 | 戒告(通勤手当) |

2. 人事上の措置

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 訓告 | |
| ア. 主査 | 1名 |
| イ. 主任 | 5名 |
| (2) 訓告相当(既に退職した者) | |
| 主事 | 1名 |
| (3) 嚴重注意 | |
| ア. 主任 | 4名 |
| イ. 主事 | 1名 |
| (4) 嚴重注意(管理監督責任) | |
| 課長 | 3名 |

市長コメント

本市職員による諸手当不正受給事故について、この間、厳正に対応をしてきたところですが、この度、住居手当等の不正受給に関して処分等を行いました。

就任以来、法令順守を意識して職員の育成に努めてまいりましたが、職員が諸手当の不正受給を行ったことを重く受け止め、改めて、八王子市民、八王子市関係者に深くお詫び申し上げます。

本件事故が発生した背景には、本市職員の社会規範意識、公務員倫理の欠如に加え、不正の温床となった組織文化、慣例慣行があったものと認識しています。

今後はこのような事故を起こさぬよう、「八王子市職員の通勤手当等不正受給に係る第三者検討会」の意見を踏まえ、再発防止に取り組んでまいります。

令和8年(2026年)2月12日

八王子市長 初宿 和夫